

## 京田辺市農業委員会委員募集要項

京田辺市農業委員会の委員の選任に関する要綱（平成29年京田辺市告示第29号）の規定に基づき京田辺市農業委員会の委員（以下、「農業委員」とする。）を任命するため、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方を次のとおり募集します。

### 1 募集人員

14名

### 2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

### 3 身分

京田辺市の特別職の非常勤職員

### 4 職務内容

農地の権利移動や転用に係る許認可業務及び担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等の農地利用の最適化に関する業務についての活動、審議等。

平日昼間に開催される毎月1回（毎月5日前後）の総会、必要に応じ不定期に開催される研修会、部会、地域の集会等に出席して頂くこととなります。

### 5 委員報酬等

京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく額

### 6 推薦を受ける方及び応募する方の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する方は、農業委員になることはできません。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 京田辺市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

## 7 推薦及び応募に係る手続き等

所定の様式により必要事項を記入のうえ、(3)の受付期間内に(4)の必要書類を添えて、郵送又は持参により、京田辺市農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却いたしませんのでご了承ください。

### (1) 推薦及び応募の様式

#### ア 農業者が推薦する場合

農業者が推薦者となり、様式第1号（農業委員会委員推薦書・個人用）に必要事項を記入してください。

#### イ 農業者が組織する法人又は団体その他の関係者が推薦する場合

様式第2号（農業委員会委員推薦書・法人等用）に必要事項を記入してください。

#### ウ 応募する場合

様式第3号（農業委員会委員応募書）に必要事項を記入してください。

### (2) 様式の入手方法

所定の様式は、農業委員会事務局窓口へ備え付けるほか、京田辺市ホームページからもダウンロードできます。

### (3) 推薦及び応募の受付期間

令和8年1月5日（月）から同年2月4日（水）まで【必着】

※持参する場合は、平日の8時30分から12時まで、13時から17時15分までの間に提出してください。

※書類の提出期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に京田辺市のホームページ等で公表します。

### (4) 必要書類

ア 推薦を受ける方及び応募する方の住民票（本籍及び筆頭者の記載があるもので、提出日から3か月以内に発行されたのもの）

- イ 推薦する方が法人又は団体（以下、「法人等」とする。）の場合、当該法人等の定款、規約等の写し。ただし、区、農家組合（実行組合及び農事実行組合を含む。）、農業協同組合、土地改良区、農業共済からの推薦の場合は不要です。
- ウ 推薦を受ける方及び応募する方が認定農業者等（注1）の場合、そのことを証する書類。ただし、推薦する方及び応募する方が当該書類を提出できない場合、関係機関へ認定農業者等に該当するか否かを照会することについて同意をいただく必要があります。

注1 京田辺市では、管内の認定農業者の数が農業委員の定数の8倍を下回るため、「認定農業者等」に下記の者を含みます。

- ①認定農業者である個人又は認定農業者である法人の業務を執行する役員又は法令で定める使用人
- ②①であった者
- ③認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ④認定就農者である個人又は認定就農者である法人の業務を執行する役員又は法令で定める使用人
- ⑤農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織の役員
- ⑥地域計画に位置付けられた中核的担い手である個人又は法人の業務を執行する役員又は使用人
- ⑦指導農業士又は青年農業士
- ⑧基本構想水準到達者である個人又は法人の業務を執行する役員又は使用人（年間農業所得が500万円／人で、年間労働時間2000時間／人を超える者）

## 8 任命方法

京田辺市農業委員会委員任命に係る意見聴取委員会（以下「意見聴取委員会」という。）を開催し、提出された書類をもとに、認定農業者等の別、農業関係の経歴、推薦並びに応募の別、理由等により整理を行い、市長へ意見を報告します。（必要に応じて面接等を実施する場合があります。）

報告結果は、推薦した方、推薦を受けた方及び応募した方に文書で通知します。

市長は、意見聴取委員会の意見を参考に農業委員候補者を決定し、市議

会の同意を得たうえで、農業委員を任命します。

任命の結果は、市議会での同意後に農業委員会事務局の窓口及び京田辺市ホームページで公表します。

なお、電話等での結果に関する問い合わせにはお答えできません。

## 9 推薦及び応募に関する情報の公表

募集期間の中間及び期間終了後に農業委員会事務局窓口及び京田辺市ホームページで、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦した者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦した者（法人等）については、名称、目的、代表者又は管理者の氏名、構成員の数及び構成員の資格
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況及び認定農業者等であるか否かの別
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦した者が推薦を受けた者を京田辺市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）に推薦しているか否かの別又は応募した者が推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (7) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

## 10 その他の推薦及び応募に関するここと

### (1) 推進委員と重複する推薦及び応募

推進委員と重複して推薦又は応募することができますが、農業委員と推進委員を兼ねることはできません。重複して推薦又は応募した場合、先に農業委員の候補者の整理を実施し、市長が任命を予定する農業委員の候補者に漏れた場合に限り、推進委員の候補者となることができます。

## 11 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒610-0393

京田辺市田辺80番地

京田辺市農業委員会事務局（市役所3階）

電話 0774-64-1368（直通）